

八尾市の地域社会における 自治・コミュニティのまとめ役 ～ 7つの関係性パターンと 市発足・編入・合併以前の旧町村との比較～

八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」
業務委託運営団体【独自資料】
(特定非営利活動法人やお市民活動ネットワーク)

地域社会での自治・コミュニティの まとめ役は？

次の地域複合組織(3者)の関係性の
現状をまとめました。

- 「地区自治振興委員会」
- 「地区福祉員会」
- 「校区まちづくり協議会」

※ 現状：2019(令和元)年現在の情報を基に作成

用語の定義

地域複合組織

各組織・団体・個人で構成される共益性もしくは公益性的のある取り組みを行う組織。

また自治やコミュニティなどつなぎ役（中間支援）の機能もしくは組織でもあること。

中間支援

- ① 支援
- ② つなげる
- ③ 解説

新しい公共（自治）

行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体が公共の担い手の当事者としての自覚と責任をもって活動する考え方。

八尾市における地域社会での 自治・コミュニティのまとめ役は？ 地域複合組織 3つの存在

おおむね小学校区

**地区
自治振興
委員会**

(町会・自治会
活動の連絡調
整)

**地区福祉
委員会**

(自治振興委員会
等の地域団体や
民生委員児童委
員等で構成)

**校区
まちづくり
協議会**

(小学校区内の
地域に関わる各
種団体が参画し
組織)

八尾市における地域複合組織の歴史・経過

- 八尾市自治振興委員会（地区自治振興委員会）

1951（昭和26）年4月に結成

全市的な町会（自治会）活動の連絡調整を図るために組織。

概ね小学校区を区域とする「地区自治振興委員会」により構成。

- 地区福祉委員会

1954（昭和34）年から、おおむね小学校区単位で設置し、

2009（平成21）年に32番目の地区福祉委員会が結成し、

市内全域をカバーする。住民一人ひとりが福祉活動に参加し、地域の中の助け合いを育てていくための組織。

社会福祉協議会を構成する基本的な組織。

- 校区まちづくり協議会

2010（平成22）年度から「校区まちづくり協議会設置準備会」を設置。

2013（平成25）年11月にすべての校区で「校区まちづくり協議会」へ移行。

各小学校区を「地域」の基本単位として、住民が「わがまち意識」を共有し、地域の未来を考え、みんなの力で地域の特色をいかして、身近な地域の課題を解決するための組織。

地域複合組織の関係性

合計7つのパターンがありました

パターン① → 包み込み型(玉ねぎ型)

地域複合組織の関係性 パターン①

おおむね小学校区



校区まちづくり協議会

地区福祉委員会

地区
自治振興
委員会

地域複合組織の関係性 パターン①(12校区)

- 西郡小学校区
- 上之島小学校区
- 亀井小学校区
(亀井小東地区福祉委員会の対象地区)
- 北山本小学校区
(北山本地区福祉委員会の対象地区)
- 久宝寺小学校区
- 大正小学校区
- 大正北小学校区
- 高安西小学校区
- 永畑小学校区
- 西山本小学校区
- 南山本小学校区
- 龍華小学校区

地域複合組織の関係性

合計7つのパターンがありました

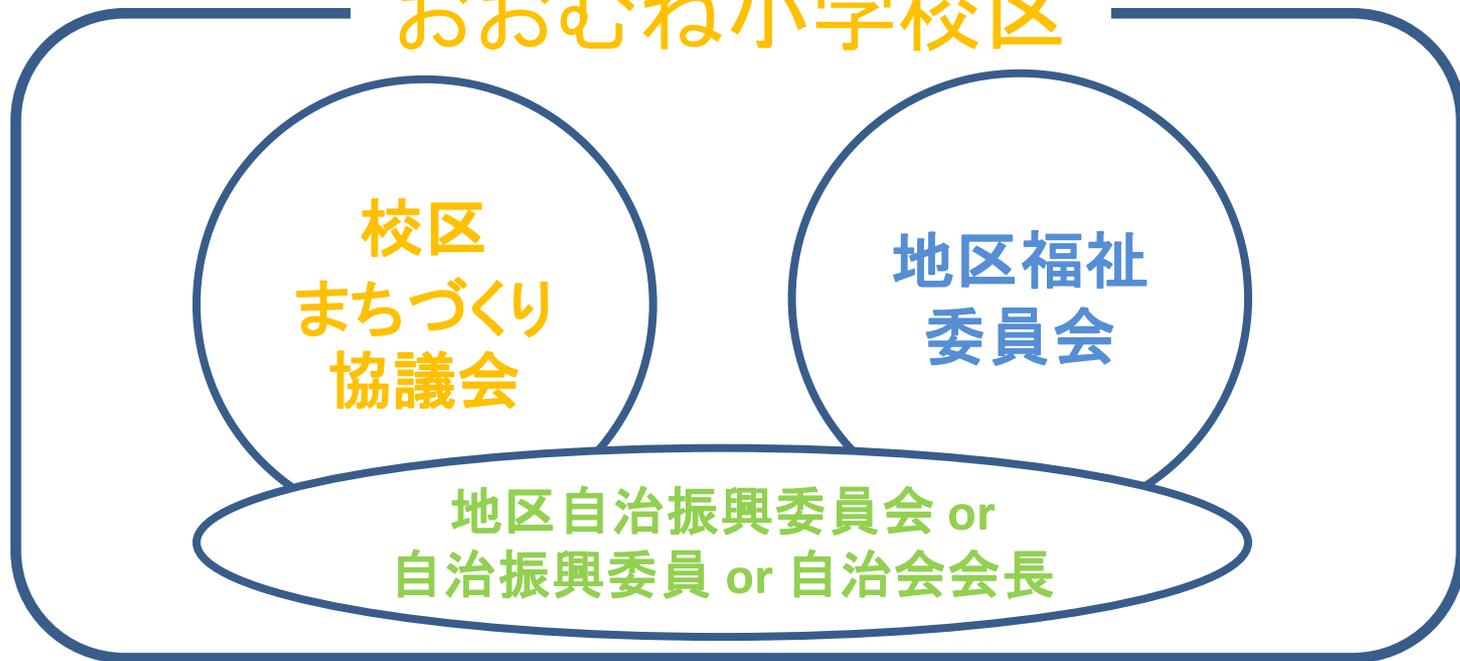
パターン② → まち協・福祉分離型

(まち協と福祉委員会をセパレート)

(地区自治振興委員会or委員等が橋渡し)

地域複合組織の関係性 パターン②(7校区)

おおむね小学校区



- ・ 志紀小学校区 ・ 高美南小学校区 ・ 山本小学校区 ・ 用和小学校区
- ・ 八尾小学校区 (地区自治振興委員会:八尾小校区第一地区福祉委員会)
(自治振興委員:八尾第二地区及び八尾第三地区福祉委員会)
- ・ 南高安小学校区(自治振興委員) ・ 美園小学校区(自治会会長)

地域複合組織の関係性

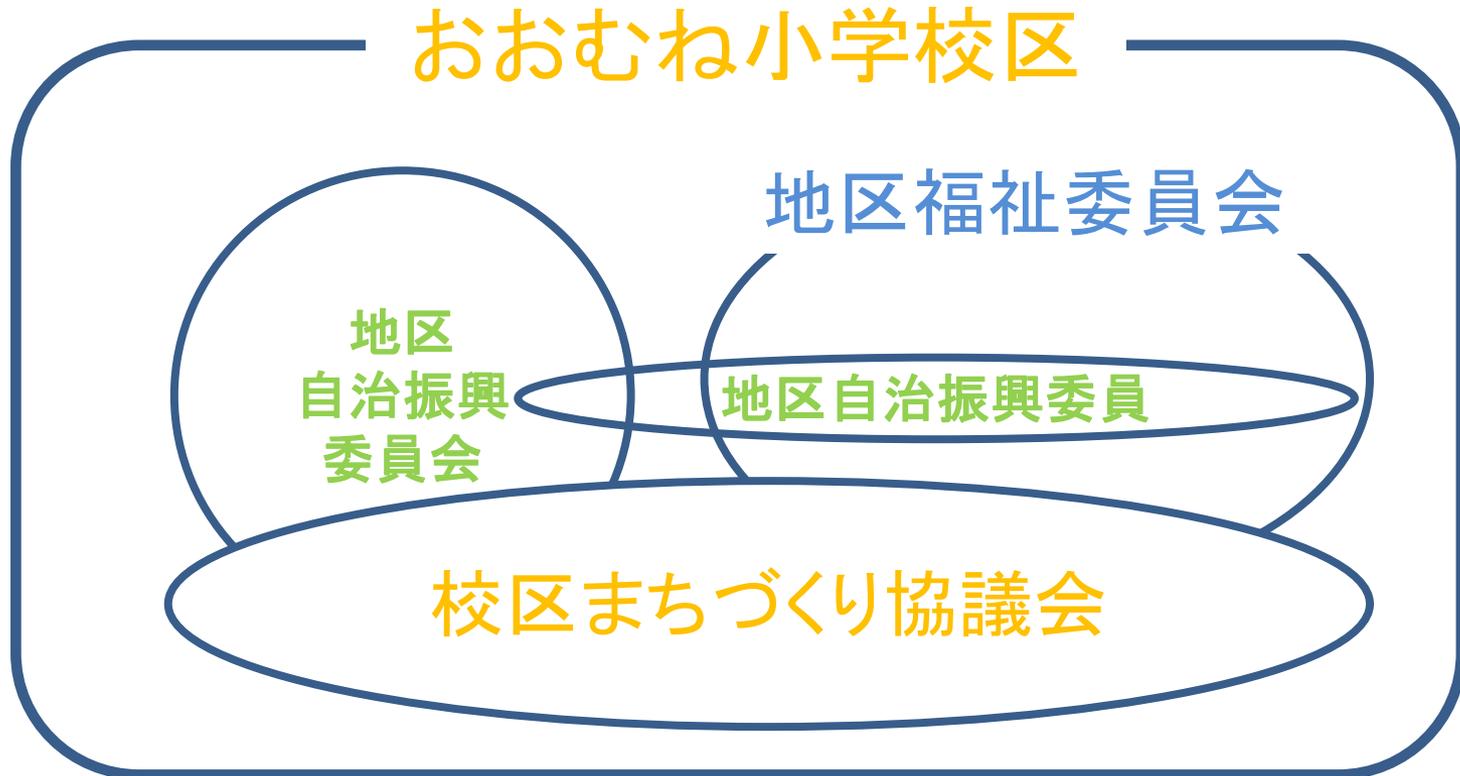
合計7つのパターンがありました

パターン③～④ → 自治振・福祉分離型

(まち協が橋渡し)

(パターン③は自治振興委員も橋渡し)

地域複合組織の関係性 パターン③(2校区)



- ・ 高美小学校区
- ・ 安中小小学校区

地域複合組織の関係性 パターン④－①(3校区)

おおむね小学校区

地区福祉委員会

- ① 地区内の各種団体代表者(刑部のみ団体)
- ② 地区内の各種団体の構成により、その団体より選出された者(刑部は各種団体より登録された者)
- ③ その他、社会福祉に関係ある者・学識経験者
- ④ 刑部:地区内で活動する社会福祉ボランティア
- ⑤ 刑部:福祉委員会活動の趣旨に賛同する者

地区自治振興委員会

校区まちづくり協議会

- ・ 曙川小学校区
- ・ 曙川東小学校区
- ・ 刑部小学校区

地域複合組織の関係性 パターン④－②(1校区)

おおむね小学校区

地区福祉委員会

この委員会は、おおむね下記の者をもって組織する。

- (1) 地区住民の自治組織代表
- (2) 地区住民の機能別・階層別の組織代表
- (3) 民生児童委員
- (4) 社会福祉、保健衛生、社会教育等の専門家及び団体
- (5) 学識経験者及び活動家

地区自治振興委員会

校区まちづくり協議会

- ・ 亀井小学校区(亀井地区福祉委員会の対象地区)

地域複合組織の関係性 パターン④－③(1校区)

おおむね小学校区

地区福祉委員会

- (1) 本会は、北山本小学校区高砂地区内の町会(自治会)及びその内部に組織される各種団体の役員により構成する
- (2) 地域在住の学識経験者及び学校関係者、保健医療機関等をオブザーバーとして参加可能とする。

地区自治振興委員会

校区まちづくり協議会

- ・ 北山本小学校区(高砂地区福祉委員会の対象地区)

地域複合組織の関係性

合計7つのパターンがありました

パターン⑤～⑥ → 福祉・まち協包括一体型

地域複合組織の関係性 パターン⑤

おおむね小学校区

地区福祉委員会
(全住民を対象に組織)

校区まちづくり協議会

※ 地区福祉委員会は構成員ではない

地区
自治振興
委員会

- 長池小学校区

地域複合組織の関係性 パターン⑥

おおむね小学校区

地区福祉委員会 = 校区まちづくり協議会

地区
自治振興
委員会

- ・ 東山本小学校区

地域複合組織の関係性

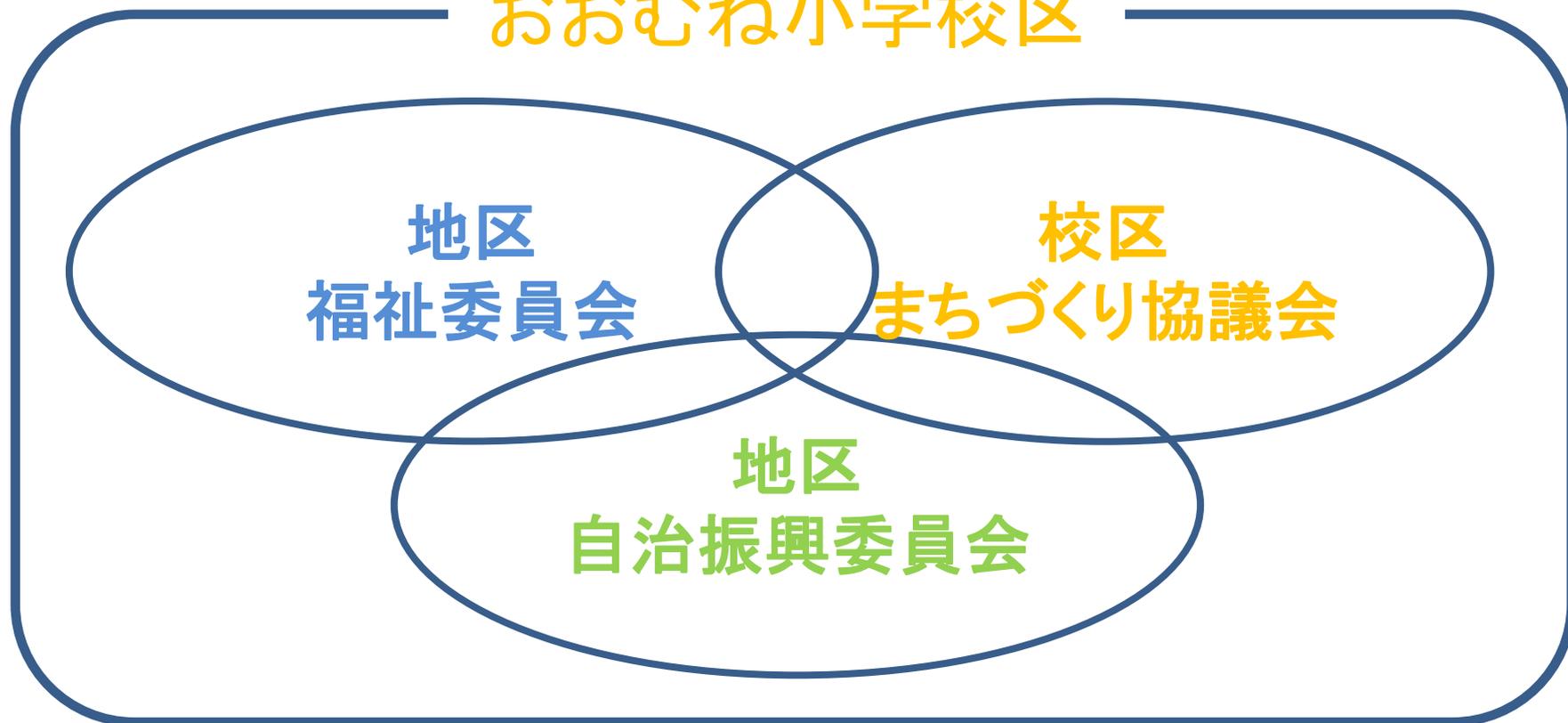
合計7つのパターンがありました

パターン 7 → バランス型

(自治振・福祉委員会・まち協のそれぞれが、
それぞれに構成)

地域複合組織の関係性 パターン⑦(2校区)

おおむね小学校区



- 高安中学校区
- 竹渚小学校区

八尾市内エリア別での 7パターンと5分類

エリア別(旧市町村との比較)

- JR大和路線以南の校区
(曙川南中学校区含む)
- 近鉄大阪線～JR大和路線間の校区
(八尾中学校区・山本小学校・西山本小学校含む)
- 近鉄大阪線以北以東の校区
(久宝寺小学校区含む)

八尾市発足と編入・合併の経過

- 1948(昭和23)年4月:八尾市発足
(八尾町、龍華町、久宝寺村、大正村、西郡村が合併)
- 1955(昭和30)年2月:
 河内市の福万寺・上之島地区を編入
- 同年4月:南高安町、高安村、曙川村を合併
- 1957(昭和32)年4月:志紀町と合併
- 1964(昭和39)年4月:松原市若林地区の一部を編入

JR大和路線以南の校区

(曙川南中学校区含む)【10校区】

パターン			①	②	③	④	⑤ or ⑥	⑦	備考
発足・編入・合併以前	中学校区	小学校区	包み込み型	まち協・福祉分離型	自治振・福祉分離型		福祉・まち協包括一体型	バランス型	
龍華町 ※龍華町は安中・高美両小学校区も一部含む。	亀井	竹湊						●	
		亀井	●			●			2地区福祉委員会
	龍華	龍華	●						
		永畑	●						
大正村	大正	大正北	●						
		大正	●						
志紀町	志紀	志紀		●					
曙川村 ※校区は一部旧志紀町、旧龍華町含む。	曙川南	曙川				●			
		刑部				●			
		曙川東				●			一部、旧南高安町含む

近鉄大阪線～JR大和路線間の校区

(八尾中学校区・山本小学校区・西山本小学校区含む)【10校区】

パターン			①	②	③	④	⑤ or ⑥	⑦	備考	
発足・編入・合併以前	中学校区	小学校区	包み込み型	まち協・福祉分離型	自治振・福祉分離型		福祉・まち協包括一体型	バランス型		
八尾町	久宝寺	美園		●						
	八尾	用和		●						
		長池						●		
	成法	八尾			●					3地区福祉委員会
		安中				●				
	高美	高美				●				
		高美南			●					
	上之島	山本			●					
	東	西山本	●							
	曙川	南山本	●							

近鉄大阪線以北以東の校区 (久宝寺小学校区含む)【8校区】

パターン			①	②	③	④	⑤ or ⑥	⑦	備考
発足・編入・合併以前	中学校区	小学校区	包み込み型	まち協・福祉分離型	自治振・福祉分離型		福祉・まち協包括一体型	バランス型	
久宝寺村	久宝寺	久宝寺	●						
西郡村	桂	桂	●						
河内市		北山本	●			●			2地区福祉委員会 一部西郡村含む
	上之島	上之島	●						
高安村	東	東山本					●		
	高安	高安						●	
南高安町	曙川	高安西	●						一部、高安村を含む
		南高安		●					

地域複合組織のあり方 提案

おおむね小学校区

校区まちづくり協議会

福祉部会
実施主体
地区福祉
委員会
個人

B部会
実施主体
D団体
個人

C部会
実施主体
E団体
個人

地区自治振興委員会

大切なこと：自治について

- 提案は第三者からの提示です。
- 地域での自治・コミュニティ・公共のまとめ役は、どの地域複合組織が担うのか。それを決めるのは、地域のみなさんです。
- みなさんで話し合い、あり方や役割分担を決めるのも自治ではないでしょうか。
- 自治の目：小学校区内全体を視る目・
市全体から小学校区を視る目

補足：既存の地域複合組織と 校区まちづくり協議会との相違点

既存の地域複合組織	相違点	校区まちづくり協議会
共益性(限られた対象者・エリア)	利益の範囲	公益性(小学校区内の不特定多数)
既存の地域活動団体	構成・参画	本来は 、誰でもが参画できる。構成出来る。
構成団体自ら行事や活動を行うことが多い。各活動主体のつなぎ役の意識は少ない。	中間支援の役割	本来は 、小学校区内のコミュニティに関する情報、事業支援、他の活動主体との協働、コーディネート
公益とみなした目的に制限のある補助金(小地域ネットワークなど)	収益	地域まちづくり交付金という公金＝公益性が問われる。 本来は 、NPO法人に則った多様な収益づくり。 ²⁸